(株)東京環境測定センターニュース

(No. 187)

1. ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質として規制されます。

厚生労働大臣は、労働政策審議会に対し、ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーを化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がん性のおそれのある物質として特定化学物質に追加する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問しました。

同審議会の審議により、妥当であることの答申を受け、厚生労働省は政令等の改正を進めます。公布は平成27年8月、施行は平成27年11月1日予定です。これにより、発散抑制処置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられます。

【リフラクトリーセラミックファイバーとは】

アルミナとシリカを主成分とした人造鉱物繊維(セラミックファイバー)で、アルミナ含有量が 40~60%の非晶性の繊維をリフラクトリーセラミックファイバー(RCF)と言います。無臭の繊維状の固体で、熱に強く、耐熱温度は 1000~1500℃と高く耐火材、耐熱材等に使用されています。

【ナフタレンとは】

分子式C₁₀H₈で2個ベンゼン環が1辺を共有した構造をもつ多環芳香族炭化水素です。昇華性があり、特有な臭いのある白色固体です。染料中間体、合成樹脂、防虫剤、有機顔料等に使用されます。

2. 化学物質のリスクアセスメントの義務化

化学物質の種類は毎年増え続けており、現在は約 6.5 万種類あるそうです。それらは、労働現場で取り扱われています。化学物質(危険物、有害物)による労働災害も後を絶たず発生しているのが実情です。最近では、1,2-ジクロロプロパンによる胆管がんが大きな社会問題となりました。事前に危険、有害性を調べ、災害を回避する時代なのかも知れません。

<労働安全衛生法の改正(平成26年6月25日公布)>

労働安全衛生法の改正により、一定の危険有害性が確認された物質(SDS の交付義務の対象 である 640 物質)についてリスクアセスメント(危険性または有害性等の調査)が義務化されました。

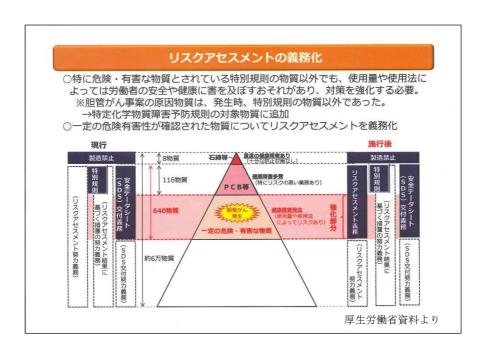
★ 改正条文(第57条の3)です。

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び 通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

★ 施行日が決りました。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」により、施行期日を平成28年6月1日と定めました。

厚生労働大臣は、必要な指針を平成28年6月までに公表する予定です。



★ コントロールバンディング(化学物質リスク簡易評価法)

化学物質のリスクアセスメント実施のためのツール。厚生労働省ホームページ内「職場の安全サイト」で公開しています。化学物質を取り扱う作業ごとに、「化学物質の有害性」、「物理的形態(揮発性/飛散性)、「取扱量」の3つの要素の情報から、リスクの程度を4段階にランク分けし、ランクに応じた一般的な管理対策を示します。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。